

ISPE 日本本部 バナー広告募集要項

ISPE 日本本部に掲載するバナー広告を以下のとおり募集します。
応募に当たっては、必ず広告掲載要領をお読みください。

●掲載場所

トップページ画面 右側、活動報告画面 左側、
広告・展示・スポンサー 画面左、大会・セミナー申し込み画面左 計 4 画面
掲載位置は1ヶ月ごとに変更します

●掲載用ロゴサイズ等

縦 90×横 125 ピクセル
アニメーション GIF 4 画面まで使用可
フラッシュ使用不可

●掲載期間

掲載初日から1年間（掲載期間中、広告デザインの変更は可能です）
募集期間： 随時募集

●掲載料金（掲載期間：1年間）

会員価格： 200,000 円（消費税込み）

非会員価格： 400,000 円（消費税込み）※

※会員登録費（法人会員年会費）には消費税が含まれておりませんので課税仕入れに該当しないように記帳をお願い致します。

●掲載申込みの手順

- (1) バナー広告掲載申込書は、ISPE 日本本部事務局宛にメールでお送り願います。
掲載原稿は、メールでお送りください。 (ispe-admi@ispe.gr.jp)
- (2) 申込書、掲載原稿の受領後、掲載日のご案内と請求書をお送りします。
- (3) 掲載予定の広告は、広告掲載料の入金を確認した後、掲載開始月から1年間掲載し、期間が満了した翌日に掲載を終了します。

●広告掲載料

広告掲載料は、ISPE 日本本部より通知された掲載開始日の前までに ISPE 日本本部の指定する口座に振込にてお支払ください。

お支払いが確認できない場合は、広告掲載開始日が遅れる場合がありますのでご了承ください。

●その他特典

ご希望により ISPE 日本本部 配信メール（約 5000 名が対象）へのテキスト広告を掲載致します。
メールは配信ごとに 1 社とし、順番に掲載致します。

●その他の注意事項

- (1) 広告掲載枠は、いずれも掲載期間保証型ですので、掲載期間内のバナークリック数 掲載商品の売上げなどを保証するものではありません。
なお、バナーを掲載したページの表示回数(ページビュー)を所定の画面に掲載します。
バナーのクリック数は掲載いたしません)
- (2) ISPE 日本本部へ入金済みの広告掲載料は、いかなる場合でも返金できません。
- (3) 本要領に定めのないものについては、必要に応じて ISPE 日本本部がその都度定めることとします。
- (4) 広告掲載企業がビジネス道德上著しく社会的なルールを損ねた場合は途中でも掲載を取りやめさせていただくことがあります。

●お問い合わせ先

ISPE 日本本部 事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-11-10 石島ビル 7F

Tel : 03-3818-6737 Fax : 03-3818-0575 Email : ispe-admi@ispe.gr.jp

広告掲載要領

1. 広告掲載基準

ISPE 日本本部に掲載する広告は次の事項を満たすものとし、

- ・掲載する広告は、真実を伝える表現のものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、社会の信頼にこたえるものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、公序良俗に反するものであってはならない。
- ・掲載する広告は、ISPE 日本本部の運用に支障のないものでなければならない。

2. 情報内容の責任の所在

掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、ISPE(国際製薬技術協会)日本本部(以下、「ISPE 日本本部」と称す。)が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主に負担していただきます。

3. 掲載の可否の判断

掲載の可否の決定権は ISPE 日本本部にあるものとし、ISPE 日本本部が掲載することが不相当と判断した場合には、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとし、

4. 本要領の運用

本要領は以下の通り運用します。

- ・本要領の一切の運用及び解釈は、ISPE 日本本部事務局が行います。
- ・法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本要領の運用を予告なく変更することがあります